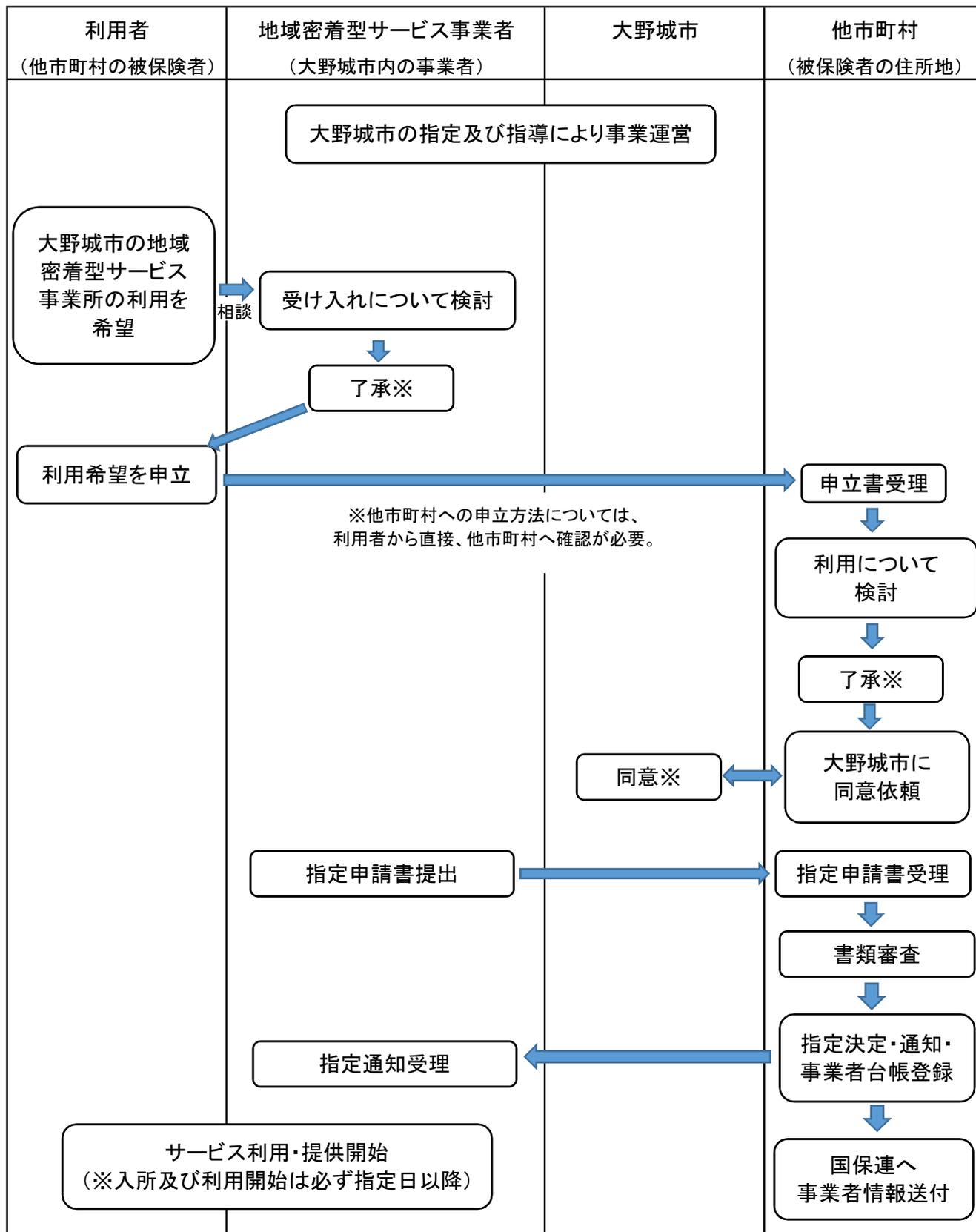


他市町村地域密着型サービス事業者指定事務フロー（他市町村民用）

※他市町村民が住民票を異動せずに大野城市の地域密着型サービスを利用する場合



※の項目について、了承や同意が得られない場合は、事業所の利用はできません。

大野城市に住民票を移した上で、居住系の地域密着型サービス事業所に入居する場合は、別途要件があります。「大野城市地域密着型サービス事業所(居住系)に係る指定及び利用条件について」を確認してください。